

# 成年後見制度の担い手支援における 成年後見人等報酬支払費用助成制度の在り方について

## 1 現在の武蔵野市成年後見人等報酬支払費用助成について

### 【1】目的

成年後見人等に対する報酬支払費用の一部を助成することにより、成年後見制度等の利用を促進し、もって市民の権利擁護の推進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

### 【2】助成対象

(1) 住所要件： ア 市内在住の方 イ 住所地特例で市外施設に入所している方

#### (2) 経済的要件：

ア 生活保護受給者の方 イ 報酬費用負担により、生活保護を必要とする状態になる方  
ウ 報酬費用負担が困難であると市長が認める方

【3】助成対象費用： 家庭裁判所の報酬付与審判によって決定された報酬額

【4】助成対象期間： 報酬付与審判によって決定された報酬対象期間

### 【5】助成金額

(1) 在宅で生活する方 月額 20,000 円以内

(2) 施設等に入所、入居する方 月額 10,000 円以内

※成年後見人等が公益財団法人武蔵野市福祉公社の場合、定める額の2分の1に相当する額。

### 【6】申請について

申請書類	成年後見人等報酬支払い費用助成申請書		申請期間：報酬付与審判があった日の翌日から起算して5年間
添付書類	登記事項証明書謄本	被後見人の世帯所得状況、必要経費等の書類、財産目録	
	助成対象要件を証する書類	家裁が定める成年後見等事務報告書の写し	
	報酬付与審判所の写し	代理権付与の審判決定書の写し（保佐人・補助人の場合）等	

### 【7】申請から交付まで

申請 ⇒ 助成決定（不決定） ⇒ 請求 ⇒ 交付（報酬対象期間を超えると更新）

## 2 報酬格額のめやすについて

### 成年後見人等の報酬額のめやす

平成 23 年 3 月 東京家庭裁判所・東京家庭裁判所立川支部 発出文書より

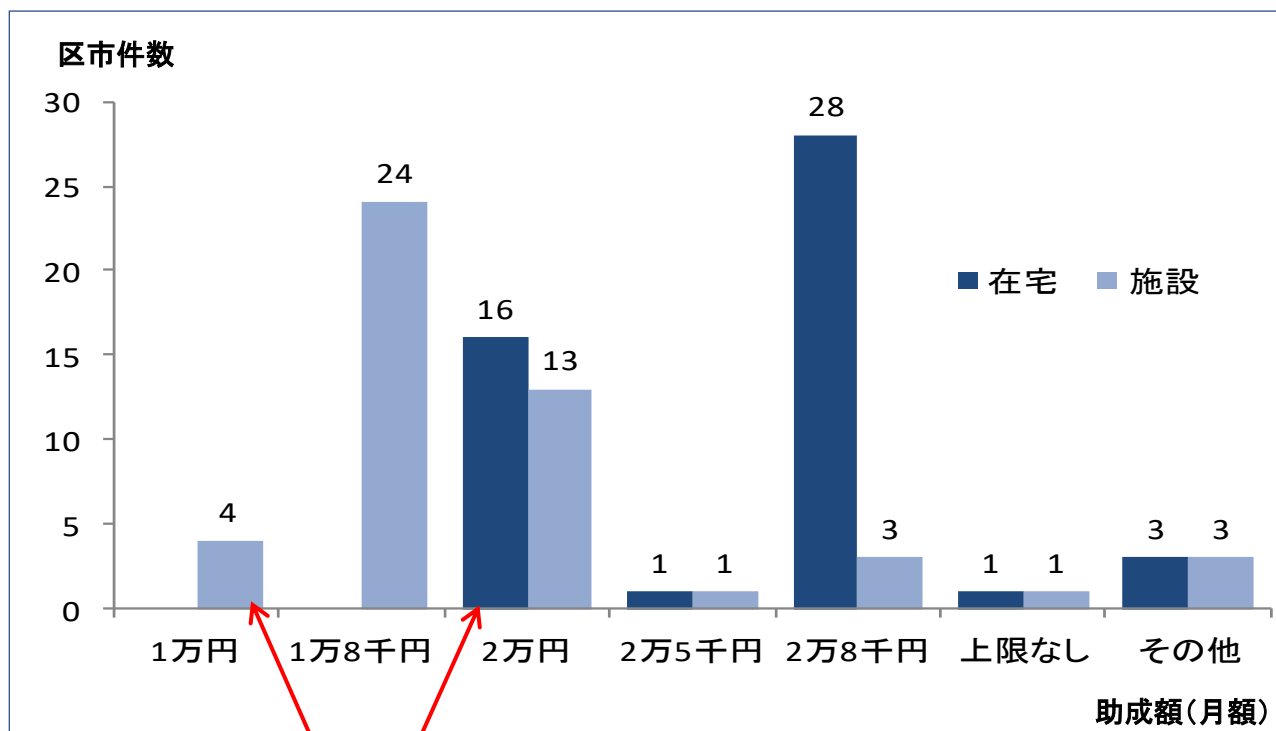
#### (1) 基本報酬

基本財産額⇒	通常	1,000超～5,000万円以下	5,000万円超～
成年後見人・保佐人・補助人	月額2万円 (現在は21,000円)	月額3～4万円	月額5～6万円
管理財産額⇒		5,000万円以下	5,000万円超～
成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人		月額1～2万円	月額2万5000円～3万円

(2) 付加報酬 身上監護に特別困難な事情があった場合 ⇒ 基本報酬額の50%の範囲内の相当額

(3) 複数付加報酬 成年後見人が複数の場合 ⇒ 報酬額を分掌事務の内容に応じた適宜の割合で按分

### 3 都内区市の報酬助成額の状況



武蔵野市

### 4 助成額のあるべき方向性

一般的な報酬額	助成額の上限			
	後見人が福祉公社以外		後見人が福祉公社	
	在宅	施設	在宅	施設
<b>21,000 円</b>	20,000 円	10,000 円	10,000 円	5,000 円
報酬額との差額	△1,000 円	△11,000 円	△11,000 円	△16,000 円

(例1)

- ・後見人が福祉公社以外の専門職
- ・被後見人が特養入所者で財産無し
- ・収入は年金、支出は施設代・医療費で相償
- ・後見費用の収入は無いため、後見人には月 11,000 円、**年 132,000 円**の負債が発生

(例2)

- ・後見人が福祉公社法人後見
- ・被後見人が特養入所者で財産無し
- ・収入は年金、支出は施設代・医療費で相償
- ・後見費用の収入は無いため、後見人には月 16,000 円、**年 192,000 円**の負債が発生